

くすりと健康のはなし

薬包紙

第131回

一般社団法人岐阜県薬剤師会

大西 薫理



「ちょっと腰が痛いなあ」「なら医者でもらったこのシップがよく効くよ。私のをあげるから使ってみて」

「夜寝れないから、友達から寝る前の薬をもらつたよ」

こんな会話をお友達・ご家族とされたことはありませんか?

実はそれ、飲んだ方の健康に悪影響を与える、「医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)」「麻薬及び向精神薬取締法(麻向法)」などの法律に触れてしまします。気軽にお友達・ご家族に薬をあげてしまつていたかもしれません、ぎょっとしませんか?

処方された薬は本来、「医師が個々の患者さんにあわせて処方↓薬剤師によってその処方が適切かチェック」され、患者さんの手元に渡ります。

しかし、「処方された患者さん→他人へ渡された薬」はこの流れが崩れ、正しい治療効果を出せないどころか、思わぬ悪影響・健康被害の原因となる可能性があります。例えば、注意事項を知らずに使用した湿

処方薬、人にあげたりしていませんか?

布でひどい皮膚炎が起きた、友達からもらった寝る前の薬が自分には量が多く、眠気が強く出てしまい転倒し怪我をした、などです。懲役刑・罰金などの罰則が課せられる場合もあります。

健康被害の救済措置として、医薬品副作用被害救済制度という、「医薬品を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほど重篤な健康被害が生じた場合に、医療費や年金などの給付を行う」公的な制度が存在します。しかし、「他人の処方薬の使用」は適正な使用ではないため、生じた健康被害はこの制度の対象外となってしまいます。

ご自身の処方薬をお友達・ご家族にあげる方は、「困っているからよかれと思って…」という気持ちからの行動だと思います。しかし、それが思いもしない健康被害・トラブルの原因となりますので、皆さん必ず使う。他の人にはあげない! もらわない!」を守っていただくようお願いいたします。